令和2年度

高知県労働委員会活動記録



高知県労働委員会事務局編

まえがき

この活動記録は、令和2年4月から令和3年3月までの1年間の 当委員会の活動状況や事件の取扱状況を整理収録したものです。

令和2年度は、全国で新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言、まん延防止措置等に基づき休業や時短営業、不要不急の外出自粛が要請されたことなどにより、労使双方の置かれた状況は非常に厳しいものとなってきました。

そのような中、当委員会では、感染防止対策を徹底しながら審査・調整、労働相談等の業務を継続しつつ、Web会議等の開催ができる環境を整えるとともに、よくある労働問題について、新たにAI-FAQシステムを導入して回答を提供するなど、より良いサービスの提供にも取り組んでいるところです。

さらに、昨年末に決定された政府のSDGsアクションプラン2021において掲げられている「働き方改革を通じたディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現」のテーマの下で、あらゆる人々が活躍し、いきいきと仕事ができる高知を目指し、今後も当委員会事務局として労働問題の解決に寄与する様々な取組を推進して参ります。

この冊子が、日頃、労働問題に携わっておられる関係各位に多少なりともお役に立てれば幸いに存じます。

令和3年5月

高知県労働委員会 事務局長 久保 誠

目 次

第1章	組織	
第1節	委 員	1
第2節	あっせん員候補者	2
第3節	事 務 局	3
第2章	労働委員会の活動状況	
第1節	会議等	
	卷 会 ———————————————————————————————————	
	公益委員会議	
3 ì	車 絡 会 議	
4 ì	車絡会議議題	9
	労働争議の調整及び実情調査	
1 5	労働争議の調整	
(1)		
	取扱事件一覧	
	申立件数の推移	
2 5	実情調査	
(1)	概 况	1 2
(2)	取扱事件一覧	1 2
第3節	審查	
1 5	労働組合の資格審査	
(1)		
	取扱事件一覧	
	下当労働行為救済申立事件の審査	
	概 况	
	取扱事件一覧	
	申立件数の推移	
(4)	事件別概要	
	昭和45年(不)第9~11号併合事件	1 8
	昭和46年(不)第1号事件	
	昭和51年(不)第1~10号併合事件	
	令和2年(不)第1号事件	2 1
(5)	審査期間の目標の達成状況等	2 2
第4節	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定・告示	
	概 況	2 4

第	5節 個別労働紛争の解決促進	
	1 労働相談	- 2 5
	概	-25
	2 個別労働紛争のあっせん	2 8
	(1)概 況	- 2 8
	(2) 取扱事件一覧	-29
	(3) 申立件数の推移	-29
資	料	
1	労働争議調整事件 調整内容別件数表	3 0
2	労働争議調整事件 処理区分表	3 2
3	労働争議実情調査件数表	3 3
4	資格審查 立証目的別受付件数表	3 4
5	不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表	- 3 5
6	不当労働行為救済申立事件 処理区分表	3 6
7	不当労働行為救済申立事件 命令·再審查·行政訴訟一覧表	-37
8	個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表	- 3 9
9	個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表	-41
10	個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表	- 4 3
11	令和2年度広報活動実績	4 4
12	AI-FAQシステムについて	4 5

※ 高知県労働委員会 C M テーマ曲・イメージフラワー ------ 4 6

高知県労働委員会の沿革

1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	_
昭和21年3月1日	労働組合法 (旧法) 施行
	高知県地方労働委員会発足、公益委員、労働者委員及
	び使用者委員各5名委嘱
昭和21年10月13日	労働関係調整法施行
昭和24年6月10日	労働組合法(現行法)施行、労働関係調整法の一部改
	正
昭和24年8月4日	中央労働委員会規則(現労働委員会規則)制定及び施
	行
平成12年4月1日	地方分権一括法により、地方労働委員会の事務が機関
	委任事務から自治事務に変更
平成13年4月1日	地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を
	受け、労働条件その他労働関係に関する事項について
	の個々の労働者と事業主との間の紛争(個別労働紛争)
	に係る労働相談及びあっせんを実施
平成13年7月11日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律公布(同
	年10月1日施行)
平成17年1月1日	労働組合法の一部改正により、高知県地方労働委員会
	の名称が高知県労働委員会に変更

第 1 章 組 織

第 1 節 委員

労働委員会は、労働組合法に基づき、公益の代表者(公益委員)、労働者の代表者(労 働者委員)及び使用者の代表者(使用者委員)をもって構成され、委員の任期は2年で ある。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づき、また、公益委 員は、労・使委員の同意を得て、知事が任命している。

会長及び会長代理は、公益委員の中から選挙している。

令和2年度の当委員会は、第42期委員により運営した。

第 4 2 期 委 員 名 簿 (任期:令和2年3月18日~令和4年3月17日)

区分	E	モ	名		現職等	委 員 経 歴
	○ F	元	敏	晴	弁 護 士	昭和56年2月1日~
公益	ОШ	岡	敏	明	弁 護 士	平成6年3月18日~
金 委	Щ	田		勲	高知大学名誉教授	平成6年3月18日~
女 	藤	原	潤	子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日~
, A	ഘ	林	藍	子	弁 護 士	令和2年3月18日~
労	池	澤	研	叫	日本労働組合総連合会 高知県連合会事務局長	平成26年7月1日~
働	小里	野川	公	作	情報産業労働組合連合会 高知県協議会議長代行	平成28年3月18日~
者	筒	井	敬	1	高知県労働組合連合会 執行委員長	平成28年3月18日~
委	西	JII	敦	子	ウイル労働組合 中央執行委員	令和2年3月18日~
員	市	JII	稔	道	日本労働組合総連合会 高知県連合会副事務局長	令和2年3月18日~
使	長	瀧	正	隆	高知県経営者協会専務理事	平成30年3月18日~
用	加	藤		稔	(株)ソフテック 代表取締役社長	平成24年3月18日~
者	西	Щ	彰	_	宇治電化学工業(株) 代表取締役社長	平成26年3月18日~
委	1/2	空原	光	豊	陽和産業(株) 代表取締役社長	平成28年3月18日~
員	Ξ	宮	昌	子	(株)高知銀行 常務取締役	平成30年3月18日~

(注) ◎会長 ○会長代理

現職は令和3年3月31日現在

第 2 節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法に基づき、労働争議のあっせんに当たることとなっている。その任期は、法律その他に格別の規定がないので、特別の場合を除くほか、委員改選などの都度、委解嘱の審議、決定を行っている。

令和2年度は、現職委員及び事務局職員の中から、次のとおり、公益側8名、労働者側5名及び使用者側5名に委嘱した。

あっせん員候補者名簿

,	氏 名		現職等	委嘱年月日
下:	元 敏	晴	弁 護 士	昭和56年2月2日
Щ	岡敏	明	弁 護 士	平成6年3月25日
Ш	田	勲	高知大学名誉教授	平成6年3月25日
藤	原 潤	一子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日
高	林 藍	子	弁 護 士	令和2年3月18日
久,	保	誠	労働委員会事務局長	令和2年4月2日
中;	村博	文	労働委員会事務局次長	平成31年4月4日
小	溝 智	子	労働委員会事務局審査調整員	平成31年4月4日
池	澤研	出	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長	平成26年7月3日
小野	川 公	作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長代行	平成28年3月18日
筒 :	井 敬	:	高知県労働組合連合会執行委員長	平成28年3月18日
西	川敦	: 子	ウイル労働組合中央執行委員	令和2年3月18日
市	川 稔	道	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長	令和2年3月18日
長	瀧正	隆	高知県経営者協会専務理事	平成30年3月20日
加 j	藤	稔	(株)ソフテック代表取締役社長	平成24年3月19日
西	山彰	: -	宇治電化学工業(株)代表取締役社長	平成26年3月18日
小笠	原光	豊	陽和産業(株)代表取締役社長	平成28年3月18日
三 '	宮 昌	子	(株)高知銀行常務取締役	平成30年3月20日

(注) 現職は令和3年3月31日現在

第3節 事務局

労働委員会の事務を整理するため、労働組合法に基づいて事務局が置かれている。 事務局の職員は、会長の同意を得て知事が任命する。

事務局職員名簿

職名		氏	名		事務局発令年月日
事務局長	 久	保	訓	成	令和2年4月1日
事務局次長	· 中	村	博う	文	平成31年4月1日
審查調整員	小	溝	智	7-	平成31年4月1日
主	全 種	田	真	Ĕ	平成30年4月1日
主	全富	﨑	身	支	平成29年4月1日
主	歪 橋	上	李俊	R	平成31年4月1日
主	武	樋	春货	R	令和2年4月1日

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1 総 会

労働委員会は、労働委員会規則により月1回以上総会を開くこととされており、当委員会は、原則として毎月第1及び第3木曜日に定例総会を、また、会長が必要と認めた場合に、臨時総会を開催することとしている。

令和2年度は、定例総会が24回開催され、その概要は、次のとおりである。

総会開催状況

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

						至
回数	月日	場所	出	席委		
四级	\1 H	*//////	公	労	使	
1832	4. 2	委員室	下山川藤高村	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 2(あ)1号事件のあっせん申請について 2 あっせん員候補者の委解嘱について 3 第42期組織総会・第1831回臨時総会議事録承認 について
1833	4. 16	委員室	下山川 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧藤山 四笠宮	1 2(あ)1号事件のあっせん経過について 2 四国運輸(株)及び高知福山通運(株)事件の 実情調査終結について 3 労働相談実績(3月分及び令和元年度総計)に ついて 4 第1832回定例総会議事録承認について
1834	5. 7	高知県 職員能 力開発 センタ ー202	下山川藤高 高	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 三宮	1 2(あ)1号事件のあっせん経過について 2 第1833回定例総会議事録承認について
1835	5. 21	高知県立書館3階会議室	下山川藤高 高	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧藤山 西笠原 三宮	1 2(あ)1号事件のあっせん経過について 2 労働相談実績(4月分)について 3 第1834回定例総会議事録承認について
1836	6. 4	高知県文書館3階会議室	下山川藤高 高	池澤 小野川 西川 市川	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 2(あ)1号事件のあっせん経過について 2 高知県運輸合同労組高知通運支部、高知福山通 運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び 丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 3 29(不)1号事件の再審査手続の終了について 4 第1835回定例総会議事録承認について
1837	6. 18	委員室	下山川藤高 高林	池澤 小野川 西川	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 2(あ)1号事件のあっせん経過について 2 高知通運(株)及び高知県倉庫運送(株)事件の実 情調査終結について 3 労働相談実績(5月分)について 4 第1836回定例総会議事録承認について
1838	7. 2	委員室	下山川藤高元岡田原林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 小笠原 三宮	1 2(あ)1号事件のあっせん終結について 2 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について 3 第1837回定例総会議事録承認について

			Ш	由 壬	早	
回数	月日	場所	出	席委		付 議 事 項
			公一七二	労	使	1 0 (四)000日 事件のと (1) 中幸(2) (2)
			下元	池澤	長瀧	1 2 (個) 268号事件のあっせん申請について 2 第5回「今後の労働委員会の左り大粋計小委員
1839	7. 16	委員室	山岡 川田	小野川 筒井	加藤西山	2 第5回「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」の開催について
1039	7.10	安貝主	高林	西川	小笠原	
			同小	市川	三宮	4 第1838回定例総会議事録承認について
			下元	池澤	長瀧	1 2(個)268号事件のあっせん経過について
			山岡	小野川	加藤	2 (個) 2007 事件の救済申立てについて
1840	8. 6	委員室	川田	筒井	西山	3 (株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調
1010	0.0	SAT.	藤原	西川	小笠原	0.77211000000000000000000000000000000000
			高林	市川	三宮	4 第1839回定例総会議事録承認について
			下元	小野川	長瀧	1 2(個)268号事件のあっせん経過について
			山岡	筒井	加藤	2 2(不)1号事件について
1841	8. 20	委員室	川田	西川	小笠原	3 労働相談実績(7月分)について
			藤原	市川	三宮	4 第1840回定例総会議事録承認について
			高林			
			下元	池澤	長瀧	1 2(個)268号事件のあっせん経過について
1842	9. 3	委員室	山岡	小野川		2 2(不)1号事件について
			川田	筒井	小笠原	3 第1841回定例総会議事録承認について
			藤原	沙下公田	三宮	1 9 (個)900日車件のも はりぬけについて
			下元	池澤	長瀧	1 2(個)268号事件のあっせん終結について 2 2(不)1号事件について
1049	0.17	委員室	山岡 藤原	小野川 筒井	加藤 小笠原	
1843	9. 17	安貝主	藤原 高林	西川	小立原 三宮	3 労働相談実績(8月分)について 4 第1842回定例総会議事録承認について
			同小	市川	<u>_</u>	4 第1042回足例総公磯争政係能について
			下元	池澤	長瀧	1 2(不)1号事件について
			山岡	小野川	加藤	2 第1843回定例総会議事録承認について
1844	10.1	委員室	川田	筒井	小笠原	
			藤原	西川	三宮	2(個)268号事件について
			高林	市川		
			下元	池澤	長瀧	1 2(不)1号事件について
			山岡	小野川	加藤	2 第6回「今後の労働委員会の在り方検討小委員
1845	10. 15	委員室	川田	筒井	西山	会」の開催について
			藤原	西川	小笠原	
			高林	市川	三宮	4 第1844回定例総会議事録承認について
						1 2(不)1号事件について
			下=	池澤	長瀧	2 高知赤十字病院労組の争議行為の予告通知について
			下元 山岡	他倖 小野川	加藤	7、6 3 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労
1846	11.5	委員室	川田	筒井	小笠原	
			高林	市川	三宮	中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通
			1H1\\\ _ _	114711		知について
						4 第1845回定例総会議事録承認について
			山岡	池澤	長瀧	1 2(不)1号事件について
			川田	小野川	加藤	2 四国運輸(株)、(株)丸中運送及び(株)丸福運輸
1047	11 96	委員室	藤原	筒井	西山	各事件の実情調査終結について
1847	11. 26	安貝主	高林	西川	三宮	3 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について
				市川		4 労働相談実績(10月分)について
						5 第1846回定例総会議事録承認について
			下元	池澤	長瀧	1 2(不)1号事件について
1848	12. 3	委員室	山岡	小野川		
	12.0		川田	西川	三宮	3 第1847回定例総会議事録承認について
			藤原	市川	<u> </u>	

			出	席委	員	
回数	月日	場所	公	労	使	付 議 事 項
1849	12. 17	委員室	下元 山田 高林	池澤 小野川 筒井 西川	長瀧 西 西	1 2(不)1号事件について 2 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 3 高知通運(株)、高知福山通運(株)及び高知県倉 庫運送(株)各事件の実情調査終結について 4 労働相談実績(11月分)について 5 第1848回定例総会議事録承認について 6 委員むつみ会について
1850	1.7	委員室	下山川藤 服原	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 西山 小笠宮	1 2(不)1号事件について 2 第1849回定例総会議事録承認について 3 むつみ会規約の改正について
1851	1. 21	委員室	下山川 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加密原 三宮	1 2(個)269号事件のあっせん申請について 2 2(不)1号事件について 3 労働相談実績(12月分)について 4 第1850回定例総会議事録承認について
1852	2. 4	委員室	下 山田 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	加藤 西山 三宮	1 2(個)269号事件のあっせん経過について 2 2(不)1号事件について 3 第1851回定例総会議事録承認について
1853	2. 18	委員室	下山川 川 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 2(個)269号事件のあっせん経過について 2 2(不)1号事件について 3 労働相談実績(1月分)について 4 第1852回定例総会議事録承認について
1854	3. 4	委員室	下山川藤高元岡田原林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 小笠原 三宮	1 2(個)269号事件のあっせん経過について 2 2(不)1号事件について 3 高知赤十字病院労組の争議行為の予告通知及び 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 4 第1853回定例総会議事録承認について
1855	3. 18	委員室	下元山田田	池澤 小野川 筒川 市川	長加西笠宮	1 2(個)269号事件のあっせん終結について 2 2(不)1号事件について 3 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 4 西日本NTT関連労組の争議行為の予告通知及び(株)NTTフィールドテクノ事件の実情調査終結について 5 とさでん交通労組の争議行為の予告通知について 6 労働相談実績(2月分)について 7 第1854回定例総会議事録承認について

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定され た事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

令和2年度は2回開催し、その概要は次のとおりである。 このほか、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議して いる。

公益委員会議開催状況

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

回数	月日	場所	出席委員	付 議 事 項
531	12. 3	会長室	下山田田藤原	1 労働組合の資格審査について(法人登記)
532	3. 29	委員室	下元 山岡 川田 高林	1 令和2年(不)第1号不当労働行為救済申立事件に係る申立組合の資格審査について 2 上記事件に係る参与委員の意見聴取について 3 上記事件に係る命令について

3 連絡会議

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

区分	参集範囲	開催月日	担当県等	開催地	本県出席者
二者	全 国	11月19日・20日	中労委	新型コロナ ウイルス対 策 の た め W e b 開催	下元会長 高林委員 池澤委員 小野川委員 小笠原委員 三宮委員 久保局長ほか
三者連絡会議	四 国	新型コロナウイ ルスの影響によ り延期	(高知県)	(高知市)	
公益委員会議	四 国	新型コロナウイ ルスの影響によ り延期	(愛媛県)	(松山市)	
	全 国	新型コロナウイ ルスの影響によ り中止	(愛媛県)	(松山市)	
会長会議	中国・四国	新型コロナウイ ルスの影響によ り延期	(高知県)	(高知市)	
可戈	四 国	新型コロナウイ ルスの影響によ り延期	(高知県)	(高知市)	
局長	全 国	新型コロナウイ ルスの影響によ り中止	(愛媛県)	(松山市)	
会議	四 国	新型コロナウイ ルスの影響によ り延期	(高知県)	(高知市)	
	全 国 (調整主管課長会議)	11月26日	中労委	新型コロナ ウイルス対 策 の た め W e b 開催	中村次長
課長会議	全 国 (審査主管課長会議)	11月26日	中労委	新型コロナ ウイルス対 策 の た め W e b 開催	中村次長
时艾	四 国 (審査・調整主管課長会議)	9月16日	香川県	新型コロナ ウイルス対 策 の た め W e b 開催	小溝審査調整員

4 連絡会議議題

- ◎ 第75回全国労働委員会連絡協議会総会(2.11.19・20 W e b)
 - (1) 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について (関東ブロック公労使)
 - (2) 労働委員会における I T化に向けた取組等について

(中国・四国ブロック公労使)

(3) 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について

(近畿ブロック公労使)

- ◎ 令和2年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議(2.11.26 Web)
 - (1) 調整業務の運営について

(中労委)

(2) 都道府県労働委員会からの業務報告

(山梨県労委等)

- ◎ 令和2年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議(2.11.26 Web)
 - (1) 新型コロナウィルス感染防止に配慮した審査の実施について

(東京都労委等)

(2) 今後の労働委員会の在り方検討について

(中労委)

◎ 令和2年度四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

(2.9.16 Web)

(1) 委員・事務局職員研修の実施状況について

(徳島県労委)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

(愛媛県労委)

- (3) 労働委員会委員に配布したあっせんや不当労働行為救済申立事件に関する資料の回収状況等について (高知県労委)
- (4) 労働委員会業務における行政サービスのデジタル化の推進について

(高知県労委)

(5) 労働委員会の認知度を高めるための取組について

(香川県労委)

第 2 節 労働争議の調整及び実情調査

1 労働争議の調整

(1) 概 況

令和2年度の調整事件の取扱件数は、前年度から繰り越したあっせん事案1件で

前年度から繰り越した1件は、打切りとなった。

第1表 調整区分及び処理状況

<u> </u>										
	区分	前年	E度		新規係属			合計	処理	状況
年度 ———		繰	越	あっせん	調停	仲裁	計	白币	終結	繰越
30年度				4			4	4	4	
元年度				1			1	1		1
2年度		1	-					1	1	
計		1	-	5			5	6	5	1

年度	304	年度	元	年度	${24}$	年度	合	計
区分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
組合承認・組合活動								
協約締結・全面改定								
協約効力・解釈								
賃金増額	1	16.7%					1	12.5%
一時金	1	16.7%					1	12.5%
諸手当								
その他賃金に関するもの	1	16.7%	1	50.0%			2	25.0%
退職一時金・年金								
解雇手当・休業手当								
労働時間								
休日・休暇								
作業方法の変更								
定年制								
その他の労働条件								
事業休廃止・事業縮小								
企業合併・営業譲渡								
人員整理								
配置転換								
解雇								
その他の経営・人事			1	50.0%			1	12.5%
福利厚生	1	16.7%					1	12.5%
団交促進	2	33.3%					2	25.0%
事前協議制								
その他								
計	6	-	2	_		_	8	_

第3表 申請・職権区分(新規係属分)

31 0 27 1 1 1 48		イツ ノンし ノト ルーコ ノ	<u> </u>		
区分	申	請によるも	職権に	A ∌I.	
年度	組合	使用者	双方	よるもの	合計
30年度	4				4
元年度	1				1
2年度					
計	5				5

第 4 表 終結処理区分

<u> </u>									
	年度	30年	F度	元年	F 度	24		累	計
区分		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	取下	1	25.0%					1	20.0%
	解決	2	50.0%					2	40.0%
	打切	1	25.0%			1	100.0%	2	40.0%
終結	不調								
不 令不口	却下								
	裁定								
	移管								
	合計	4	_		_	1	_	5	_
翌年月	度繰越		_	1	_		_	1	_

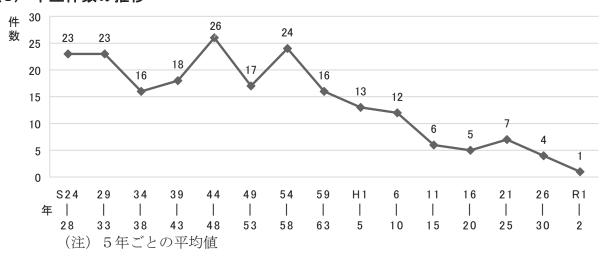
(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

								13.7 1.35.70			
	受付日(申請区分)							終結日	調	整	員
事件番号 (業種)	指名日	申請事項	事	件	\mathcal{O}	概	要	処理日数			
	処理結果							処理回数	公	労	使
2 (あ) 1号	2.3.23 (労)	懲戒処分	スレーナ 1	数元分のプ	の歯回	土土/任	を の濫用であ 金の支払	2. 6. 19			
(複合サービス)	2. 3. 27	撤回、未 払賃金支 払、謝罪	謝罪文の提出 2回のあ・	Hを求め っせんを	てあっせ た行い、さ	たん申請が あっせん	があった。 案を提示し	85日	川 田	小野川	二宮
	打切	文提出	て調整を重かったため、)歩み寄	りが望めな	2回		711	

- (注) 1 事件番号は、暦年による
 - 2 指名日は、調整員(あっせん員、調停委員、仲裁委員)の指名日
 - 3 処理日数は、調整員指名日から終結日までの日数
 - 4 処理回数は、調整期日の回数

(3) 申立件数の推移



2 実情調査

(1) 概 況

労働争議の実情調査は、高知県労委又は中労委に公益事業の争議行為の予告通知があったもののうち、労使交渉が高知県内で行われるものについて実施した。

令和2年度は、新たに調査を開始したものが23件、前年度からの繰越が6件で、このうち20件が終結した。

区分	前年度繰越	新規開始	計	処理状況 (1.1)		
年度	的十人体色	791796171174	ні	終結	繰越	
30年度	8	17	25	17	8	
元年度	8	29	37	31	6	
2年度	6	23	29	20	9	
計	22	69	91	68	23	

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

						(別十段から)	
事	事件名	組合	内 容		調	查	処理
事件番号	事件名	員数	内 容	区分	開始年月日	終結年月日	状況
2年 中1号	高知通運(株)	2	賃金引上げ等	職員	2. 3. 2 (2. 2. 26)	2. 6. 18	解決
ッ 中 2 号	四国運輸(株)	218	賃金引上げ等	IJ	2. 3. 2 (2. 2. 26)	2. 4. 16	解決
ッ 中3号	高知福山通運(株)	61	賃金引上げ等	IJ	2. 3. 2 (2. 2. 26)	2. 4. 16	解決
リ 中4号	高知県倉庫運送(株)	22	賃金引上げ等	IJ	2. 3. 2 (2. 2. 26)	2. 6. 18	解決
ッ 中 5 号	丸中運送(株)	32	賃金引上げ等	IJ	2. 3. 2 (2. 2. 26)	2. 9. 6	解決
ッ 中 6 号	丸福運輸(株)	13	賃金引上げ等	"	2. 3. 2 (2. 2. 26)	2. 9. 6	解決

⁽注) 1 開始年月日欄の()は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。

² 事件番号は、暦年による。

(新規受付)

							<u>. 学付)</u>
+ // = P		組合			調	查	処理
事件番号	事 件 名	員数	内 容	区分	開始年月日	終結年月日	状況
2年 中7号	高知通運(株)	2	一時金の要求 等	職員	2. 6. 1 (2. 5. 26)	2. 6. 18	解決
" 中 8 号	高知福山通運(株)	61	一時金の要求 等	11	2. 6. 1 (2. 5. 26)	2. 7. 2	解決
中9号	高知県倉庫運送(株)	22	一時金の要求 等	11	2. 6. 1 (2. 5. 26)	2. 6. 18	解決
″ 中10号	丸中運送(株)	32	一時金の要求 等	11	2. 6. 1 (2. 5. 26)	2. 8. 6	解決
ッ 中11号	丸福運輸(株)	13	一時金の要求 等	11	2. 6. 1 (2. 5. 26)	2. 8. 6	解決
〃 中12号	高知赤十字病院	44	勤務評定反対 等	11	2. 10. 26 (2. 10. 23)	2. 12. 17	解決
" 中13号	高知通運 (株)	2	一時金の要求 等	11	2. 10. 30 (2. 10. 30)	2. 12. 17	解決
ル 中14号	四国運輸 (株)	215	一時金の要求 等	IJ	2. 10. 30 (2. 10. 30)	2. 11. 26	解決
ル 中15号	高知福山通運(株)	60	一時金の要求 等	IJ	2. 10. 30 (2. 10. 30)	2. 12. 17	解決
ル 中16号	高知県倉庫運送(株)	22	一時金の要求 等	IJ	2. 10. 30 (2. 10. 30)	2. 12. 17	解決
ル 中17号	丸中運送(株)	32	一時金の要求 等	IJ	2. 10. 30 (2. 10. 30)	2. 11. 26	解決
ル 中18号	丸福運輸 (株)	13	一時金の要求 等	11	2. 10. 30 (2. 10. 30)	2. 11. 26	解決
3年 中1号	高知赤十字病院	45	賃金表の改善 等	IJ	3. 3. 1 (3. 2. 26)	3. 3. 4	解決
″ 高1号	(株)NTTフィールド テクノ	2	賃金引上げ等	11	3. 3. 5	3. 3. 18	打切
" 中2号	高知通運(株)	2	賃金引上げ等	11	3. 3. 5 (3. 3. 4)		繰越
" 中3号	四国運輸 (株)	213	賃金引上げ等	IJ	3. 3. 5 (3. 3. 4)		繰越
# 中4号	高知福山通運(株)	60	賃金引上げ等	11	3. 3. 5 (3. 3. 4)		繰越
ッ 中 5 号	高知県倉庫運送(株)	25	賃金引上げ等	IJ	3. 3. 5 (3. 3. 4)		繰越
中6号	丸中運送(株)	45	賃金引上げ等	11	3. 3. 5 (3. 3. 4)		繰越
" 中 7 号	丸福運輸 (株)	18	賃金引上げ等	11	3. 3. 5 (3. 3. 4)		繰越

(新規受付)

						1.17170	<u> </u>
事件番号	事件名	組合	内 容		調	查	処理
サ11田 7	→ 11 14	員数	1.1 41.	区分	開始年月日	終結年月日	状況
3年 中8号	とさでん交通(株)	648	賃金引上げ等	職員	3. 3. 15 (3. 3. 8)		繰越
リ 中 9 号	高知西南交通(株)	58	賃金引上げ等	11	3. 3. 15 (3. 3. 8)		繰越
ル 中10号	高知東部交通(株)	26	賃金引上げ等	11	3. 3. 15 (3. 3. 8)		繰越

⁽注) 1 開始年月日欄の()は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。 2 事件番号は、暦年による。

第 3 節 審 査

1 労働組合の資格審査 (1) 概 況

令和2年度の資格審査は、新規受付2件であった。その立証目的は、不当労働行 為救済申立1件、法人登記1件であり、すべて労組法の規定に適合するものと決定 した。

【資格審查立証目的別受付件数】

年度 区分	30年度	元年度	2年度	計
委員推薦		2		2
不当労働行為	1		1	2
法人登記			1	1
労働者供給事業				0
労組法第18条				0
総会で特に必要と認めたもの				0
計	1	2	2	5

(2) 取扱事件一覧

(新規受付)

五 日	수 코 모 <i>바</i>	至丹左日日	補正の	処理状況	
番号 立証目的		受付年月日	有 無	年月日	区分
2年3号	不当労働行為(2年(不)1号)	2. 7. 17	無	3. 3. 29	適
2年4号	法人登記	2. 10. 27	無	2. 12. 3	適

(注)事件番号は、暦年による。

2 不当労働行為救済申立事件の審査

(1) 概 況

令和2年度の不当労働行為救済申立事件の取扱いは、前年度からの繰越が14件、新規受付が1件の合わせて15件であった。このうち14件(93.3%)が公務員関係、1件(6.7%)は民間関係であった。

15件とも翌年度へ繰り越した。

第1表 取扱件数

<u> </u>					
年度	1 削牛皮	☆に+1 日	≟ I.	処理	状況
区分	繰越	新規	計	終結	繰越
30年度	14	1	15		15
元年度	15		15	1	14
2年度	14	1	15		15
計	43	2	45	1	44

第2表 救済申立内容区分

<u> </u>									
年度	30年度		元生		2 年	F度	計		
区分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
解雇									
不利益処分	1	100.0%					1	50.0%	
団交拒否					1	100.0%	1	50.0%	
支配介入									
計	1	_		_	1	_	2	_	

⁽注) 同一事件で救済内容が数項目にわたるものは、主要な1項目のみ取り上げて計上した。

第3表 事件処理区分

			年度	30年	F.度	元年	F度	2年	F度	11111	+
区	分			件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
		取	下								
		却	下								
終		棄	却								
結		救	済			1	100.0%			1	100.0%
		和	解								
		移	送								
		計			_	1	_		_	1	_
	翌:	年度網	噪越	15	_	14	_	15	_	_	_

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

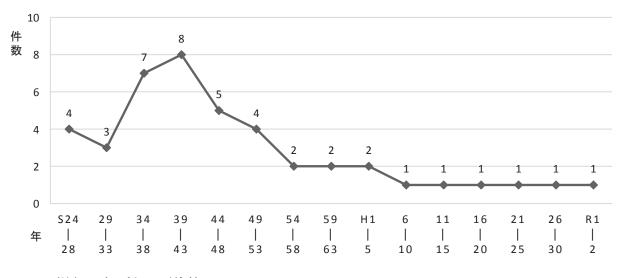
事 件 番 号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当家本系員	委員 参与委員
昭和45年(不) 9~11号 併合事件	S45. 11. 4	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度繰越	公益委員 の全員	<u>池</u> 澤 長瀧
昭和46年(不)1号事件	S46. 1. 21	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度繰越	公益委員 の 全 員	池澤長瀧
昭和51年(不)1~10号 併合事件	S51. 2. 25	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	翌年度繰越	公益委員 の 全 員	池澤長瀧

(新規受付)

					17707-107
事件番号	7,11		処理状況	担当 審査委員	
令和2年(不)1号事件	R2. 7. 17	7条2号 1 団交の応諾 2 謝罪文の手交等 3 慰謝料の支払	翌年度繰越	山岡高林	筒井 三宮

(注)事件番号は、暦年による。

(3) 申立件数の推移



(注) 5年ごとの平均値

(4) 事件別概要

昭和45年(不)第9~11号併合事件

S 45.11.4 受付 繰 越

申 立 人 (個人申立)

高知県立A高等学校 用務員M高知県立B高等学校 調理員M高知県立MC高等学校 守 衛M

被申立人Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の 同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をしなかった。このことは、 地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」と して、懲戒(減給)処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入する X₁組合の上部組織である X₂組合 及び X組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一 行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始 のまま令和3年度に繰り越した。

昭和46年(不)第1号事件

S 46. 1.21受付 繰 越

申 立 人 (個人申立)

高知県立A高等学校 用務員M

被申立人Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の 同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をしなかった。このことは、 地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」と して、懲戒(減給)処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入する X 1 組合の上部組織である X 2 組合 及び X 組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加 したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和3年度に繰り越した。

昭和51年(不)第1~10号併合事件

S51. 2.25受付繰 越

申 立 人 (個人申立)

高知県立A高等学校 用務員M 高知県立B高等学校 守衛N 高知県立C高等学校 技能員O 高知県立D高等学校 用務員P 高知県立E高等学校 技能員Q 高知県立F高等学校 技能員R 高知県立G高等学校 守衛S 高知県立H高等学校 技能員T 高知県立I高等学校 技 師U 高知県立J高等学校 守衛V

被申立人Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び 同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をし なかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入する X_1 組合の上部組織である X_2 組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始 のまま令和3年度に繰り越した。

令和2年(不)第1号事件

R 2. 7.17受付 新 規

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 団交の応諾
- 2 謝罪文の手交等
- 3 慰謝料の支払

申立人主張の要旨

申立人が、被申立人の提案を受け、とりあえず文書による主張の交換を行う旨を回答したが、その後、被申立人が申立人を介さず直接組合員に文書を送付したため、文書による主張の交換は団体交渉ではないと指摘して、直接会って話し合うことを要求してきた。しかし、被申立人は、「文書による団体交渉」は双方合意の上継続していると根拠もなく主張し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、意図的に新型コロナウイルス感染症対策を理由として対面方式による団体交渉を拒否している。

このような被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めた。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のため、3密の状況を作らない方法を提案し、申立 人同意の上で文書による主張の交換を行ってきたものである。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の地球規模のパンデミックの状況と、被申立人が運営しているB1病院と同様の日本国内のB2科病院での院内感染発生状況は、「文書による団体交渉」が許されるべき特段の事情に当たり、被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

審 査 経 過

令和2年9月14日 第1回調査

11月6日 第2回調査

12月13日 第1回審問

令和3年1月27日 第3回調査(結審)

3月29日 命令書決定(第532回公益委員会議)

当事者への命令書の交付を令和3年度に繰り越した。

(5) 審査期間の目標の達成状況等

高知県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから事件終結までの期間の目標を 1年以内としている(平成17年3月17日第485回公益委員会議決定)。

平成17年3月17日以降に申立てがあった事件で終結したものは15件あり、そのうち1年以内に終結した事件は10件であった。また、この15件の平均所要日数は329日であった。

第1表 終結事件(平成17年3月17日以降申立分)の審査状況

<u> </u>	於結事件(半	<u> </u>	<u> 口以は出す</u>	Lガ) の番目	<u> 工化》</u>	<u>兀</u>		
<u> </u>	事件番号	申立年月日	終結年月日	所要日数	審調査	査回審 問	数 和 解	終結事由
17年	(不) 1号	17. 10. 6	17. 11. 7	33				無関与和解
18年	(不) 1号	18. 7. 27	19. 3. 23	240	3	3		命令 (棄却)
19年	(不) 1号	19. 5. 29	20. 2. 25	273	3	3		命令 (一部救済)
21年	(不) 1号	21. 1. 9	21. 4. 22	104	2			取下
20年	(不) 1号	20. 1. 10	21. 8. 24	593	6	4	2	命令 (一部救済)
22年	(不) 2号	22. 8. 31	23. 1. 5	128	2			取下
22年	(不) 1号	22. 8. 31	23. 7. 21	325	5			取下
23年	(不) 1号	23. 1. 7	23. 8. 24	230	3	2		命令 (棄却)
24年	(不) 1号	24. 7. 12	25. 12. 3	510	5	3	3	関与和解
27年	(不) 2号	27. 12. 11	28. 8. 8	242	3		3	関与和解
28年	(不) 1号	28. 1. 7	29. 2. 10	401	4	1		命令 (一部救済)
27年	(不) 1号	27. 2. 16	29. 3. 30	774	5	3	1	関与和解
28年	(不) 2号	28. 10. 25	30. 1. 25	458	7			命令 (一部救済)
29年	(不) 1号	29. 7. 6	30. 3. 23	261	3			命令 (棄却)
30年	(不) 1号	30. 11. 28	1. 11. 25	363	6		1	命令 (一部救済)
計	(15件)	_	_	4, 935	57	19	10	

平均所要日数 全体 (15件): 329日

命令・決定事件 (8件): 352日 取下・和解事件 (7件): 302日

第2表 終結事件の平均所要日数(昭和24年~令和2年)

	のべ所要日数	終結件数	平均所要日数
命令・決定事件	17, 051	39	437
取下・和解事件	90, 994	159	572
計	108, 045	198	546

(注) 令和3年3月31日までに終結した事件を集計

第3表 審査期間別終結件数(命令・決定事件)

<u> </u>	B. T. WIIII/	22171MII 20	V 1 1 1 -	<u> </u>	<u> </u>				
審査 期間 終結 年度	~30日	31~90日	91~ 180日	181~ 365日	1年超~ 1年半	1年半超 ~2年	2年超 ~3年	3年超	計
S24~33		2	1	1		1			5
S34~43		1	3	2				1	7
S44~53			1		3	1	1		6
S54~63						2			2
Ⅱ元~10				2	2	2	4		10
H11~20				2	1				3
H21~30				2	2	1			5
R元・R2				1					1
計		3	5	10	8	7	5	1	39

第4表 審查期間別終結件数(取下·和解事件)

			<u> </u>	1H13T TO 11	·				
審査 期間 終結 年度	~30日	31~90日	91~ 180日	181~ 365日		1年半超 ~2年	2年超 ~3年	3年超	計
S24~33	17	6	4	1	1	1			30
S34~43	8	23	7	13	6	2			59
S44~53	2	4	2	2	2	1	4	1	18
S54~63	1	3	5	1	2	2	1	12	27
Ⅱ元~10			1	1	5	2	1	3	13
H11~20		1	1	1					3
H21~30			2	2	1		1	3	9
R元・R2									
計	28	37	22	21	17	8	7	19	159

第 4 節 地方公営企業等の労働関係に関する 法律に基づく認定・告示

概況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲(いわゆる非組合員の範囲)を認定し、告示することとされている。

なお、令和2年度に認定・告示はなかった。

第 5 節 個別労働紛争の解決促進

平成13年4月から、地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(個別労働紛争)に係る労働相談及びあっせんを行っている。

1 労働相談

概況

個々の労働者と事業主との間の労働問題に関する相談があった場合は、事務局職員が、問題解決に向けた情報提供や助言、適切な機関の紹介などを行っている。

令和2年度に取り扱った労働相談の件数は451件であった。そのうち、労働者からの相談が432件、使用者からの相談が19件で、相談内容では「パワハラ・嫌がらせ」が154件で最も多く、次いで、「その他」を除くと、「退職」が69件、「解雇」が45件であった。企業規模別では、「不明」を除くと、30人未満の企業が多かった。

なお、令和2年度は令和元年度の相談件数450件をわずかながら上回り、過去最多となっており、うち新型コロナウイルス関連の相談は48件あった。

また、令和2年度も県内の労働相談機関と連携して合同労働相談会を実施した。

【合同労働相談会の概要】

(1) 日 時 : 令和 2 年10月30日(金)午前10時~午後 5 時

(2) 場 所 : 高知県庁北庁舎

(3) 相談件数 : 18件

(4) 相談内容 : パワハラ・嫌がらせ7件、退職5件、配置転換等3件

など、計33件

(1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で

計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。)

(5) 相談担当機関:弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、労働局雇用環境

• 均等室、県商工労働部雇用労働政策課、労働委員会事務局

第1表 労働相談件数の推移

年度	30年度	元年度	2年度	<u>≒</u>
字从米	401	450	451	1, 302
実件数	(11)	(19)	(18)	(48)

(注) ()内は、合同労働相談会の件数で内数である。

第2表 労働相談の内訳

企業規模		計		30人	未満	30~	99人	100~2	299人	300人	.以上	不	明
相談内容		労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	451	432	19	64	4	27		20	1	33		288	14
経営又は人事	157	148	9	26		7		8		11		96	9
ア 解雇 (エ①の懲戒解雇は除く)	45	43	2	10		1		2		1		29	2
① 整理解雇	9	8	1	3				1				4	1
② 普通解雇	28	28		7		1		1				19	
③ 退職強要	2	2										2	
④ 契約更新拒否、雇止め	6	5	1							1		4	1
イ 配置転換、出向・転籍	23	20	3			2		1		1		16	3
ウ 復職	1	1										1	
工 懲戒処分	7	7				1						6	
① 懲戒解雇	1	1				1							
②その他の懲戒処分	6	6										6	
才退職	69	66	3	14		3		5		7		37	3
カ 勤務延長、再雇用	2	2		1								1	
キ その他経営又は人事	10	9	1	1						2		6	1
賃金等	86	81	5	18		6		4		5		48	5
ク賃金未払い	22	22		6		1		1		1		13	
ケ賃金増額													
コ賃金減額	13	11	2	1				1		1		8	2
サー時金	6	5	1	2						1		2	1
シ退職一時金	5	5		2		1						2	
ス解雇手当	6	6				2						4	
セ休業手当	14	12	2	3						1		8	2
ソ諸手当	8	8				2				1		5	
タ その他賃金	12	12		4				2				6	
チ年金(企業年金、厚生年金等)	105	4.50	0	0.0	0	0				1.0		100	
労働条件等	185	176	9	26	2	8		7		12		123	7
ツ労働契約	30	30	0	1		3		0		0		26	0
テ労働時間	18	16	2	3				2		2		9	2 2
ト休日・休暇	9	7	2	2		0				1		4	2
ナ年次有給休暇	35	34	1	6		2				1		25	1
ニ 育児休業・介護休業	4	4				1				1		3	
ヌ時間外労働	17	17		2		1		3		3		11	
ネ安全・衛生	10	10		1				3				6	
ノ 福利厚生制度 ・ 社会保険	1	1		0		4				0		1	
ハ社会保険	12	12		2	0	1		0		2		7	4
ヒ労働保険	29	26	3	8	2			2		1		15	1
フその他の労働条件等	20	19	1	1		10		1.0		1		16	1
職場の人間関係	-	162	2	20		16		10		13		103	2
ヘセクハラ	10	9	1	1		1		1.0		2		5	1
ホパワハラ・嫌がらせ	154	153	1	19		15		10	- 1	11		98	1
その他	127	121	6	23	2	2		6	1	7		83	3
マその他	127	121	6	23	2	2		6	1	7		83	3
総計 (注) 平成26年度から 1/2		688	31			39	Jan 1.	35	1	48		453	26

⁽注) 平成26年度から、1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。 平成26年度以降は、合同労働相談会の件数を含んでいる。

第3表 労働相談の内訳(新型コロナウイルス関連のみ)

企業規模		計		30人	未満	30~	99人	100~	299人	300人	、以上	不	明
相談内容		労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	48	38	10	-	3	1		1		3		24	7
経営又は人事	23	15	8									8	8
ア 解雇 (エ①の懲戒解雇は除く)	8	6	2	2								4	2
① 整理解雇	5	4	1	2								2	1
② 普通解雇	1	1										1	
③ 退職強要													
④ 契約更新拒否、雇止め	2	1	1									1	1
イ配置転換、出向・転籍	3		3										3
ウ 復職													
工懲戒処分	1	1										1	
① 懲戒解雇													
②その他の懲戒処分	1	1	0	_								1	-
才退職	9	6	3	5								1	3
カ勤務延長、再雇用	1	1										1	
キ その他経営又は人事	1	1	_							0		1	
賃金等	23	18	5	5						2		11	5
ク賃金未払い													
ケ賃金増額	4	0	0	- 1						- 1			0
コ賃金減額	4	2	2	1						1			2
サー時金	2	1	1	1									1
シ退職一時金	0	0										0	
ス解雇手当	2	12	0	0						1		2	0
セ休業手当	14		2	3						1		8	2
ソ諸手当	1	1										1	
タその他賃金													
チ年金(企業年金、厚生年金等)	10	1.4	Г	0	1			- 1		- 1		1.0	1
労働条件等	19	14	5	2	1			1		1		10	4
ツ 労働契約 テ 労働時間	0	1	1									1	1
	2	1	1 1									1	<u>l</u>
ト 休日・休暇 ナ 年次有給休暇	5	4	1	2								2	<u>1</u>
ニ 育児休業・介護休業	υ	4	1									4	1
ヌ 時間外労働	1	1								1			
ネ安全・衛生	$\frac{1}{4}$	4						1		1		3	
/ 女生・単生 / 福利厚生制度	4	4						T				J	
ハ社会保険													
ヒ労働保険	3	2	1		1							2	
フ その他の労働条件等	3	2	1		1							2	1
職場の人間関係	<u> </u>	5	T	3		1						1	1
へ セクハラ	J	Ü		3		T						1	
ホ パワハラ・嫌がらせ	5	5		3		1						1	
その他	13	10	3	3	2	1				1		9	1
			3 3							1		9	1 1
マその他	13	10		1.77	2	- 1		4		1			10
総 (注) 1 件の相談で複数の	83	62	21		3	1	- 170)	1	- حابره	4 計上	, , , ,	39	18

⁽注) 1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、 相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。 合同労働相談会の件数を含んでいる。48件は、労働相談実件数の内数である。

2 個別労働紛争のあっせん

(1) 概 況

個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争について、当事者の申請に基づいてあっせんを行っている。

令和2年度は、新規申請が2件で、全て労働者からの申請であった。 取り扱った2件の全てが終結した。その内訳は、解決2件であった。

第1表 取扱件数

210 1 22								
区	分前年度		新規申請		∧ ∌1.	処理状況		
年度	繰 越	労働者	使用者	計	合計	終結	繰 越	
30年度	1	4	1	5	6	5	1	
元年度	1	5		5	6	6		
2年度		2		2	2	2		
計	2	11	1	12	14	13	1	

第2表 申請内容内訳 (新規申請分)

年度		F E E	元年	F度	2年		合	·計
区分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇・退職強要・雇止め	2	28.6%			1	33.3%	3	14.3%
配置転換、出向・転籍			1	9.1%			1	4.8%
復職								
懲戒処分			1	9.1%			1	4.8%
退職	1	14.3%					1	4.8%
勤務延長、再雇用								
その他経営又は人事			1	9.1%			1	4.8%
賃金未払			1	9.1%			1	4.8%
賃金増額								
賃金減額			1	9.1%			1	4.8%
一時金								
退職一時金								
解雇手当								
休業手当								
諸手当			1	9.1%			1	4.8%
その他賃金								
年金(企業年金・厚生年金等)								
労働契約								
労働時間								
休日・休暇								
年次有給休暇			1	9.1%			1	4.8%
育児休業・介護休業								
時間外労働								
安全・衛生								
福利厚生制度								
社会保険								
労働保険								
その他の労働条件等								
セクハラ								
パワハラ・嫌がらせ	2	28.6%	3	27.3%	2	66.7%	7	33.3%
その他	2	28.6%	1	9.1%			3	14.3%
計	7	_	11	_	3	_	21	_

⁽注) 1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上しており、第1表の新規申 請の件数の計とは一致しない。

第3表 終結処理区分

37 0 32	かいかし 人こうエー	<u> </u>								
	年度	30年	F 度	元年	F 度	2年	F 度	合計		
区分		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
	不開始									
	不参加	2	40.0%	2	33.3%			4	30.8%	
終結	打切	1	20.0%	4	66. 7%			5	38.5%	
形字形口	取下									
	解決	2	40.0%			2	100.0%	4	30.8%	
	合計	5	_	6	_	2	_	13	_	
翌年月	度繰越	1	_		_		_	_	_	

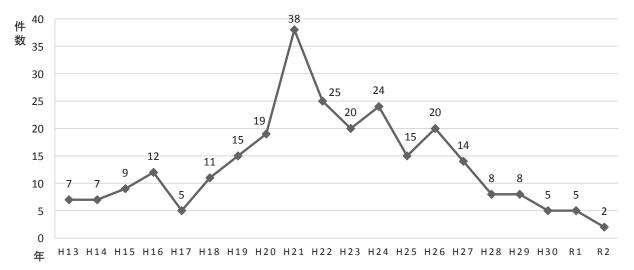
(2) 取扱事件一覧

(新規受付)

事件番号	受付日(申請区分)	申請事項	事	件	\mathcal{O}	概	#	あっせん 期 日	あっ	っせん	ん員
(業種)	処理結果	中萌尹垻	∌	14	V)	15/1	要	終結日(処理日数)	公	労	使
2 (個) 268号 (製造業)	2.7.2 (労)	トフノル	として、パワ 防止対策の構 た。	フハラの 構築等を	の謝罪、美を求めてる	業務上の あっせん		2. 8. 6 2. 9. 11	高林	池澤	小笠原
	解決	防止対策 の構築等	内容等を明確 意したため、	催にする	る旨のあっ			2.9.11 (72日)			,,,
2 (個) 269号 (医療・ 福祉)	3.1.13 (労)	不に対別で 解と 解を に対別で で して で して の の の の の の の の の の の の の の の の の の	有期雇用す として、契約 の支払を求め あっせんを	り期間 うてあっ と行っ t	満了までの かせん申請 た結果、他	の間の賃 情があっ? 使用者が	た。 ぶ解決金を支	3. 3. 10		市川	
	解決	相当額等 支払	払う旨のあっ 決に至った。	っせん多	案に双方 オ	が合意し	たため、解	3.3.10 (57日)			

- (注)1 事件番号は、暦年+通し番号
 - 2 処理日数は、受付日から終結日までの日数

(3) 申立件数の推移



資 料

1 **労働争議調整事件 調整内容別件数表**(昭和21年~令和 2 年)

1 穷作	期于	H3,X/F	y. 3	- • .		,					`	台和:	·	·				(単位	立: 位	件)
年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分 賃 上 げ	21	22 3	23 13	7	25	26 6	27 5	28 7	29 5	30	31	32 8	33	34	35 1	36 9	37 7	38	39 5	40
	4	調3	調7 5	調4 3	4	調2 1	調1 2	2	調1 10	6	3	5	8	3	3	3	2	3	3	7
解雇	調1		,	調1	調2													仲1		
一 時 金					1	1	2	4 調1	2	6	5	6	3	2	1	9	7	5	3	8
労働協約・ 労働条件		3 調3	2	4	7 調4		1	6 仲1	1	1	1	2	4	1		1	2	1	1	
未払賃金			2	1	3 調3		5	4	2	5	1	2	1	1					1	
工場閉鎖・ 人 員 整 理			1	8 調3	7 調2		1		1		1	1	1	2		2	1		1	3
退職金・				別 3	10	1	1			3		1	3			1		3		
予告手当 賃下げ撤回					1				1	1				1		1				
非組合員					調1			1												
の範囲		-		1				1											2	
団交拒否		_			1															
支配介入 第2組合へ				1	1															
別解散命令				1																
その他		1 調1	1	1	1		1		2		1		1	2	1		1	1		1
計	4 調1	7 調7	24 調7	28 調8	35 調	9 調2	18 調1	25 調1	24 調1	25	15	25	25	14	6	26	20	15	16	23
						[기미] 스	印印工	印印工	印印工											
			.,, -	19.5	H/PJ	即10年	印11	仲1	可用工									仲1		
年区分	S 41	S 42	S	S	S	S	S	<u>仲1</u>	S	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S	S 59	S 60
年区分賃上げ	S 41 5	S 42 2	S 43 5					仲1		S 50 3	S 51 2	S 52 4	S 53 6	S 54 3	S 55 2	S 56 4	S 57 7		S 59	S 60
区分	41	42 2 3	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	仲1 S 48	S 49	50	51	52	53	54	55	56	57	S 58	59 7 3	
医分 賃 上 げ	41 5 4	42 2	S 43 5 調1	S 44 4	S 45 10	S 46 17	S 47 5	仲1 S 48 6	S 49 8	50 3	51 2	52 4	53 6	54	55 2	56 4	57 7	S 58 6	59 7	60
区分 f f L f F f E w F e S e	41 5	42 2 3 調1	S 43 5 調1 4	S 44 4	S 45 10	S 46 17	S 47 5	仲1 S 48 6	S 49 8	3 2	51 2 5	52 4 2	53 6 3	3	55 2 3	56 4 3	57 7 1	S 58 6	59 7 3	1
区分 f 賃 上 解 雇 一 時 労働協条	41 5 4 調1	42 2 3 調1 2	S 43 5 調1 4	S 44 4 5	S 45 10	S 46 17 5	S 47 5 8	仲1 S 48 6	S 49 8	3 2	51 2 5 5	52 4 2 4	53 6 3 4	3 4	55 2 3	56 4 3 3	57 7 1 8	S 58 6 1	59 7 3 調1	1 2
区分 月 上 財 一 労労 未 場 払 財 財 よ よ 場 よ よ	41 5 4 調1	42 2 3 調1 2	S 43 5 調1 4	S 44 4 5	S 45 10	S 46 17 5 6	S 47 5 8	仲1 S 48 6	S 49 8	3 2	51 2 5 5	52 4 2 4 4	53 6 3 4	3 4	55 2 3 1 4	56 4 3 3	57 7 1 8	S 58 6 1	59 7 3 調1	1 2
区賃 解 一 労労 未 工人退職 が 雇 金・件 金・理・	41 5 4 調1 2	42 2 3 調1 2	S 43 5 調1 4	S 44 4 5	S 45 10	S 46 17 5 6 1	S 47 5 8 2 2	仲1 S 48 6	S 49 8 1 4	3 2	51 2 5 5	52 4 2 4 4	53 6 3 4 2	54 3 4 7	55 2 3 1 4	3 3 4	57 7 1 8	S 58 6 1 6	59 7 3 調1 4	1 2
区質解一 労労 未 工人退予げ 雇 金・件 金・理・当	41 5 4 調1 2	42 2 3 調1 2	S 43 5 調1 4	S 44 4 5	S 45 10	S 46 17 5 6 1 2 5	S 47 5 8 2 2	仲1 S 48 6	S 49 8 1 4	3 3	51 2 5 5	52 4 2 4 4	53 6 3 4 2	54 3 4 7	55 2 3 1 4	3 3 4	57 7 1 8 4	S 58 6 1 6	59 7 3 調1 4	1 2
区賃 解 一 労労未 工人退予賃 が 雇 金・件金・理・当回	41 5 4 調1 2	42 2 3 調1 2	S 43 5 調1 4	S 44 4 5	S 45 10	S 46 17 5 6 1 2 5	S 47 5 8 2 2	仲1 S 48 6	S 49 8 1 4	3 3	51 2 5 5	52 4 2 4 4	53 6 3 4 2	54 3 4 7	55 2 3 1 4	3 3 4	57 7 1 8 4	S 58 6 1 6	59 7 3 調1 4	1 2
び賃 解 一 労労 未 工人退予 賃 非の け 雇 金・件 金・理・当 回 員囲	41 5 4 調1 2	42 2 3 調1 2	S 43 5 調1 4 2 2	S 44 4 5 8 1	S 45 10 2 2	S 46 17 5 6 1 2 5 4	S 47 5 8 2 2	仲1	S 49 8 1 1 1 1	3 3 1	51 2 5 5 2 1	52 4 2 4 4 1	53 6 3 4 2 1	54 3 4 7 3 2	3 1 4 4	3 3 4 2	57 7 1 8 4	S 58 6 1 1 6 3 1	59 7 3 調1 4 1 5	1 2 1
ば 雇 金 ・件 金 ・理・当 回 げ 雇 金 ・件 金 ・理・当 回	41 5 4 調1 2	3 調1 2 2 1	S 43 5 調1 4	S 44 4 5	S 45 10	S 46 17 5 6 1 2 5 4 4 3	S 47 5 8 2 2	仲1 S 48 6	S 49 8 1 4	3 3	51 2 5 5	52 4 2 4 4	53 6 3 4 2	54 3 4 7	55 2 3 1 4	3 3 4	57 7 1 8 4	S 58 6 1 6	59 7 3 調1 4	1 2
区賃 解 一労労未工人退予賃非の団支 上 時協働払場員職告下組範交配 財整金手撤合 担介 は 銀整金手撤合 上 財金 日 日	41 5 4 調1 2	42 2 3 調1 2	S 43 5 調1 4 2 2	S 44 4 5 8 1	S 45 10 2 2	S 46 17 5 6 1 2 5 4	S 47 5 8 2 2	仲1	S 49 8 1 1 1 1	3 3 1	51 2 5 5 2 1	52 4 2 4 4 1	53 6 3 4 2 1	54 3 4 7 3 2	3 1 4 4	3 3 4 2	57 7 1 8 4	S 58 6 1 1 6 3 1	59 7 3 調1 4 1 5	1 2 1
ば 雇 金・件 金・理・当 回 員囲 否	41 5 4 調1 2	3 調1 2 2 1	S 43 5 調1 4 2 2	S 44 4 5 8 1	S 45 10 2 2	S 46 17 5 6 1 2 5 4 4 3	S 47 5 8 2 2	仲1	S 49 8 1 1 1 1	3 3 1	51 2 5 5 2 1	52 4 2 4 4 1	53 6 3 4 2 1	54 3 4 7 3 2	3 1 4 4	3 3 4 2	57 7 1 8 4	S 58 6 1 1 6 3 1	59 7 3 調1 4 1 5	1 2 1
び賃解 一労労未 工人退予賃非の団支第 上 働働払場員職告下組範交配組 財産金手撤合車介合 2 2 銀整金手撤合車介合 3 2 4 2 4 3 5 4 6 4 7 4 8 4 8 4 9 4 9 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 5 10 5 10 5 10 6 10 6 10 6 10 7 10 7 10 8 10 8 10 9 10 9 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 <td>41 5 4 調1 2 5</td> <td>3 調1 2 2 1</td> <td>S 43 5 調1 4 2 2</td> <td>S 44 4 5 8 1</td> <td>S 45 10 2 2</td> <td>S 46 17 5 6 1 2 5 4 4 3</td> <td>S 47 5 8 2 2</td> <td> 仲1</td> <td>S 49 8 1 1 1 1</td> <td>3 3 1</td> <td>51 2 5 5 2 1</td> <td>52 4 2 4 4 1</td> <td>53 6 3 4 2 1</td> <td>54 3 4 7 3 2</td> <td>3 1 4 4</td> <td>3 3 4 2</td> <td>57 7 1 8 4</td> <td>S 58 6 1 1 6 3 1</td> <td>59 7 3 調1 4 1 5</td> <td>1 2 1</td>	41 5 4 調1 2 5	3 調1 2 2 1	S 43 5 調1 4 2 2	S 44 4 5 8 1	S 45 10 2 2	S 46 17 5 6 1 2 5 4 4 3	S 47 5 8 2 2	仲1	S 49 8 1 1 1 1	3 3 1	51 2 5 5 2 1	52 4 2 4 4 1	53 6 3 4 2 1	54 3 4 7 3 2	3 1 4 4	3 3 4 2	57 7 1 8 4	S 58 6 1 1 6 3 1	59 7 3 調1 4 1 5	1 2 1
ば 層 一 労労 未 工人退予 賃 非の 団 支 第の分 上 時 協働 払 場員職告 下 組 交 配 2 解 か 条 賃 鎖整金手 撤 合 拒 介 合命 組 散 で 配 2 解 の 日 女 の の の の の の の の の の の の の の の の の	41 5 4 調1 2 5	3 調1 2 1	S 43 5 調1 4 2 2	S 44 4 5 8 1	S 45 10 2 2 17 17 17 17 17	S 46 17 5 6 1 2 5 4 4 3	S 47 5 8 2 2	仲1	S 49 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 2 3	51 2 5 5 2 1	52 4 2 4 4 1	53 6 3 4 2 1 1	3 4 7 3 2	3 1 4 4 2	56 4 3 3 4 2 2	57 7 1 8 4	S 58 6 1 6 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	59 7 3 調1 4 1 5	1 2 1 1 11 8

区分 年	S 61	S 62	S 63	H 元	Н 2	Н 3	H 4	H 5	Н 6	H 7	H 8	Н 9	Н 10	Н 11	H 12	Н 13	H 14	Н 15	H 16	Н 17
賃上げ	1	2	00	2	3	1	2	4	6	,	3	3	1	1	12	1	2	10	2	11
解雇			1			1	3		2	2	2	1 調1				2				
一時金	4	4	1	2	3	1	2		1	2	3	1	1	3 調3	4 調2		2	1		
労働協約・ 労 働 条 件		2	2	1	3	1	4	5	5	3	1	4 調1	1	H/HJ O	1 調1					
未払賃金			1									19:3-			17:4					
工場閉鎖・ 人 員 整 理																				
退職金· 予告手当											1	1	1	1					1	
賃下げ撤回																				
非組合員の 範囲																				
団交拒否	3	2	1	3	7	4	5		1	2	4	4		1	2	3 調1	1	2	2	4 調1
支配介入																				
第2組合へ の解散命令																				
その他	4			2	3	3		1		2			1	1			1			
計	12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14 調2	5	7 調3	7 調3	6 調1	6	3	5	4 調1
年	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	R	R	=	+			

	年	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	R	R	計
区分		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	
賃 上	げ									1		1		1			237 調19
解	雇	1		3	3	1	1	2			3						161 調7 仲1
一時	金	1				1	1							1			176 調7
労働協約 労働条	」・ 件		1	3	3				1			1					126 調9 仲1
未払賃		1	1		1	1				1					1		45 調3
工場閉鎖人 員 整	・ 理																54 調5
	•			1		1	1										42
賃下げ撤																	5 調1
非組合の範	員囲																1
団交拒	否	3	2	1	1	6	2		2	1	1	1		1			156 調2
支配介																	3
第2組合 の解散命	·へ 令																1
	他					1	2	2 仲1			2		2	1			75 調2 仲1
計		6	4	8	8	11	7	4 仲1	3	3	6	3	2	4	1	0	1, 082 調55 仲3

(注1) 調は調停の件数を、仲は仲裁の件数を示し、内数である。 (注2) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

2 労働争議調整事件 処理区分表(昭和21年~令和2年)

2	/J	剃丁	PHESE F	州並	全争	IT	χ.	: ZE	<u> </u>	110	(比	14.HZ	1+	_ T	「 小 口 4	2 +-)			(単位	左:有	(牛)
	_	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分	_		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
新規申	自請任	牛数	4	7	24	28	35	9	18	25	24	25	15	25	25	14	6	26	20	15	16	23
	取	下		1	3	2	3		3	6		4		2	9	4		6	7	1	4	13
	解	決	1	7	17	20	25	8	11	14	17	17	15	19	12	7	6	13	9	13	9	9
処	打	切			2	6	3	2	1	6	4	5	1	2	4	3		7	2	4	1	3
理	不	調			1	2	2	1	1													
理 区 分	却	下		1																		
),	裁	定								1												
	移	管													2							
	i	+	1	9	23	30	33	11	16	27	21	26	16	23	27	14	6	26	18	18	14	25
翌年~	へ の絹	嬠越	3	1	2	0	2	0	2	0	3	2	1	3	1	1	1	1	3	0	2	0
		年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分			41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
新規申	自請伯	牛数	22	13	16	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29	23
	取	下	6	8	3	9	20	17	8	1		1	1	2	1	4	3	3	3		5	3
	解	決	3	3	8	8	6	13	5	8	14	12	15	13	15	9	8	11	15	15	9	6
Ьп	打	切	9	6	3	4	5	11	7	5	2	4	2	2	5	6	8	5	17	13	14	13
処理	不	調																				1
理 区 分	却	下																				
ガ	裁	定																				
	移	管																				
	i	+	18	17	14	21	31	41	20	14	16	17	18	17	21	19	19	19	35	28	28	23
翌年~	へ の絹	嬠越	4	0	2	0	1	4	2	3	4	1	0	0	1	3	1	3	2	0	1	1
		Æ	C	C	C	TT	TT	TT	TT	TT	TT	11	11	TT	TT	TT	11	TT	11	TT	TT	11
区分	\	年/	S 61	S 62	S 63	H 元	Н 2	Н 3	H 4	Н 5	Н 6	H 7	H 8	Н 9	H 10	Н 11	Н 12	Н 13	H 14	Н 15	Н 16	H 17
新規申	申請作	牛数	12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14	5	7	7	6	6	3	5	4
	取	下	1	2			3	1	2	2		1	1		2	1	1	1				2
	解	決	4	3	2	5	8	4	5	2	6	7	7	5	4	4	4	4	5	2	2	2
Ln	打	切	7	5	4	5	7	8	7	8	6	3	8	6	1	2	1	1	1	1	1	1
処 理	不	調									1					1	1					1
理区分	却	下																				
分	裁	定																				
	移	管																				
	i	+	12	10	6	10	18	13	14	12	13	11	16	11	7	8	7	6	6	3	3	6
翌年~	へ の絹	嬠越	1	1	1	1	2	0	2	0	2	2	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0

	_	年	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	R	R	計
区分	_		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	
新規甲	申請信	牛数	6	4	8	8	11	7	4	3	3	6	3	2	4	1	0	1,082
	取	下	1			2		1		1		2	1		1			195
	解	決	5	2	4	4	6	5	2	1	2	1	1	1	2			566
<i>Ь</i> п	打	切		2	3	2	4	3	1	2	1	2	1	2	1		1	305
理	不	調																12
処理区分	却	下																1
カ	裁	定																1
	移	管																2
	計	+	6	4	7	8	10	9	3	4	3	5	3	3	4	0	1	1,082
翌年~		操越	0	0	1	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	·

(注) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

3 **労働争議実情調査件数表**(昭和30年~令和2年)

3	力側写	扩藏	天们	育嗣	鱼 作	十级	、衣	(昭	和3	0年	~行	和2	牛								
																			(単位	<u> </u>	牛)
/ 区分	与	F S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49
開	始	35	13	16	29	14	16	17	18	12	16	20	21	26	27	24	33	29	24	30	32
終	結											19	20	26	23	28	30	26	21	29	28
繰	越											1	2	2	6	2	5	8	11	12	16
区分	与	F S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63	H 元	Н 2	Н 3	H 4	Н 5	Н 6
開	始	26	21	33	29	36	36	32	23	31	25	24	18	21	26	24	30	36	39	40	30
終	結	31	23	30	37	32	40	36	19	33	25	22	22	20	24	25	31	35	37	32	40
繰	越	11	9	12	4	8	4	0	4	2	2	4	0	1	3	2	1	2	4	12	2
		_																			
	与 	F H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	Н 15	Н 16	Н 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
開	始	35	28	25	25	29	34	39	24	24	18	24	20	27	23	32	26	37	29	35	25
終	結	36	25	28	26	27	33	32	28	21	17	25	20	24	24	28	31	33	34	33	26
繰	越	1	4	1	0	2	3	10	6	9	10	9	9	12	11	15	10	14	9	11	10
		e I 11	111	11	11	D	D	=	: I.												
	_ 年	E H	Н	Н	Н	R	R		+												

	年	Н	Н	Н	Н	R	R	計
区分		27	28	29	30	元	2	
開	始	28	28	30	17	29	23	1, 746
終	結	27	27	34	17	31	20	1, 737
繰	越	11	12	8	8	6	9	

(注) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

4 資格審査 立証目的別受付件数表 (昭和24年~令和2年)

- XIA H K	_ , ,		/ 4 4 2		•			`			'	, -		. /			<u>(</u> }	単位	: 㑇	F)
年		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
委員推薦	_	98	75	111	58	14	27	26	23	18	19	16	4	10	_	7	1	4		
不 当 労 働 行 為	_	1		1	3	2	1	1		3	3	5	8	4	5	4	6	6	6	3
法 人 登 記		3	6	2	4	4	3	1		2	1	1		2	3					3
労働者供給事業		2	1					1								2		2		2
労組法第18条									1											
総会で特に必要と認めたもの		1				1														
旧法にあっせん	5	22	4	5																
よるもの調停	1	8	3																	
計	45	135	89	119	65	21	31	29	24	23	23	22	12	16	8	13	7	12	6	8
年		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分 # #	44	45		47		49	50		52		54		56	57	58	59	60	61	62	63
委員推薦	_	_	2	0	1	2	_	2	0	2	4	2	_	2	0	2	1	2	-	3
不 当 労 働 行 為	_	5	3	3		3	2	2	2		4	_	2	2	2	1	5		1	2
法 人 登 記	_	2	1		1	1	1	_		3	1	1			_	_		1		
労働者供給事業	_	2		2		2		2		2		2		2		2		2	1	
労組 法第 18条																				
総会で特に必要と認めたもの																				
旧法にあっせん																				
よるもの調停																				
計	6	9	6	5	2	8	3	6	2	7	5	5	2	6	2	5	6	5	2	5
年		Н	Н	H	H	H	H	Н	Н	H 10	H	H	H 12	H 1.4	H	H 16	H 17	H 10	H 10	H
区分 推 薦	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10 2	11 2	12 2	13	14	15 3	16	17 2	18	19 2	20
	_	_	0	4	4	1	_		1				4					1	-	1
不 当 労 働 行 為		4	2		4	1	5	1		1	1	2	-1		5		1	1	2	1
法人登記	_			0							_	1	1		_	_	1		1	\blacksquare
労働者供給事業	_		1	2				1	1											\vdash
労組 法第 18 条								_			_				_	_				
総会で特に必要と認めたもの	_																			
旧法にあっせん																				Щ
よるもの調停																				
≒	4	6	3	6	4	1	7	5	2	3	3	5	5	0	8	0	4	1	5	2

区分		年	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R	計
委員	推	薦	2	44	2	24	3	1	2	20	9	30	9	4	609
女 貝	1出 ,	/局	4		4		J	1	4		4		4		009
不 当 労	働行	為		2		1		1	2	1	1	1		1	144
法 人	登	記				1		1						1	62
労 働 者 付	共給 事	業													40
労 組 法	第 18	条													1
総会で特に必要	要と認めたも	の													2
旧法に	あっせ	ん													36
よるもの	調	停													12
=	 		2	2	2	2	3	3	4	1	3	1	2	2	906

(注) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

5 不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表 (昭和24年~令和2年)

年 S S S S S 24 25 26 27 S S S S S S 45 46 47 48 49 SS 区分 48 49 44 45 解 雇 4 3 3 1 不利益処分2 1 1 1 8 工場閉鎖・人員整理 1 2 寸 交 拒 否 支 配 介 入 第2組合の解散命令 計 6 6 13 11 12 4

		_		年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н
区分	分		<u> </u>	_	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解				雇											1						1									
不	利	益	処	分	2	11	2	1	1		1	1	1	1	4	1	1	2		1		1	2	1		1		1		1
工技	揚閉鎖	単・ /	人員整	这理	1				1																					
団	交		拒	否					1	2					1										2					
支	西己	ı	介	入	1				1			1	1							3	1		1	2					1	
第	2 組合	うの角	解散命	令																										
		計			4	11	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1

	<u>, </u>		年/	Н 13	H 14	Н 15	Н 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	Н 30	R 元	R 2	計
解			雇						1										1					60
不	利益	盖 処	分			4				1			1								1			81
工場	閉鎖	・人員整																						6
团	交	拒	否					1		1	1		2		1		1	2		1			1	37
支	配	介	入																					27
第2	組合の	の解散命	令																					2
	1	+		0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	213

(注)平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

不当労働行為救済申立事件 処理区分表 (昭和24年~令和2年)

(注)平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

翌年への繰越|14|14|17|17|17|17|18|19|14|16|14|15|14|15|17|15|14|15|14|15

計

1 0

7 不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覧表

No.	事件番号	7 条 該当号	命令	再審	至 查	行地	政裁	事高	件裁	訴	訟
1	S24-1		S24. 12. 23 却下			76	- 374	IHI	390	70	H) 29X
2	S25-1	1 • 4	S25. 7. 3	S25. 7. 20 S25. 9. 16							
3	S25-3	2 • 4	S25. 11. 1 棄却								
4	S28-3	1 • 3		S30. 7. 31 S30. 5. 23							
5	S30-3	1 • 4	S30.11.21 全部救済			S30. 12. 19 S33. 9. 29					
6	S36-9	1	S39. 12. 25 棄却								
7	S39-4	2	S39.11.6 全部救済								
8	S40-3	1		S40. 12. 27 S41. 6. 23							
9	S41-1	1		S41. 6. 16 S41. 12. 24							
10	S41-3	2	S42. 4. 17 全部救済			S42. 5. 10 S44. 4. 4	提訴 棄却	S44. 4. 27 S46. 5. 25		S46. 6. 30 S48. 10. 30	
11	S41-4	2		S42. 2. 17 S42. 6. 10							
12	S41-5	1	S42.11.30 棄却								
13	S42-7	1 • 3		S44. 3. 12 S45. 5. 16							
14	S43-11	1 • 3 • 4	S45. 3. 30 一部救済								
15	S45-5	3	S46. 6. 2 棄却								
16	S47-1	2	S49.12.2 一部救済								
17	S47-3	1 • 3	一部救済	S49. 5. 17 S51. 2. 5	申立て 自主和解						
18	S51-11	1	S51.7.26 全部救済								
19	S54-2	1 • 2 • 3	S55.11.8 一部救済			S55. 12. 3 S56. 7. 10	関与和解				
20	S61-1	1	S62.12.28 全部救済			S63. 1. 19 H1. 4. 28	提訴 関与和解				
21	S62-1	1 • 2	H2.8.2 一部救済	H2. 8. 13 H3. 1. 28	申立て 取下						
22	S63-1	1 • 3	H2.1.11 一部救済			H2. 2. 26 H3. 6. 18	提訴 棄却	H3. 6. 26 H5. 6. 22	控訴 一部棄却	H5. 7. 7 H7. 4. 14	上告一部取消

No.	事 件 番 号	7 条 該当号	命令	再	寀	查	行	政	事	件	訴		訟
140.	番号						地	裁	高	裁	最	高	裁
23	H2-1	1 • 3		Н5. 3. 26		申立て							
			一部救済	H5. 7. 16	3	自主和解							
	H4-1	1 • 2 • 3	H7. 4. 13				H7. 5. 12	提訴					
24			一部救済				H11. 10. 6	和解取下					
	H5-2	1 • 3	棄却										
25	H5-1	1 • 3	Н5. 12. 16	Н6. 1. 4		申立て							
20	110 1	1 - 3	一部救済	Н6.2.9		自主和解							
26	H5-3	1	Н6.1.31										
20	110 0	1	一部救済										
27	H6-1	1 • 2	H7. 12. 21										
	110 1	1 2	棄却										
28	H6-2	2 • 3	H7. 12. 21										
	110 2		棄却										
29	H6-3	1 • 2 • 3	Н8. 8. 21	H8. 9. 4		申立て							
Н			棄却	H9. 9. 12		和解							
30	H12-1	1 • 2		H13. 4. 4		申立て							
Н			一部救済	H13. 12.	17	和解							
31	H18-1	1 • 2 • 3	H19. 3. 15										
Н			棄却										
32	H19-1	2	H20. 2. 21										
Н			一部救済										
33	H20-1	1 • 3	H21. 8. 20										
\vdash			一部救済 H23.8.22										
34	H23-1	1 • 2 • 3	m23. 8. 22 棄却										
35	H28-1	2	H29. 2. 2										
55	1120 I	۷	一部救済										
36	H28-2	1 • 2	Н30. 1. 19	II		申立て							
	1120 2	1 4	一部救済			和解							
37	H29-1	2	Н30. 3. 16	ll .		申立て							
	1120 1	ű	棄却	R2. 3. 18	3	却下							
38	H30-1	1 • 2 • 3	R元. 11. 12										
	1100 1		一部救済										

個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表 (平成13~令和2年度) 8

															(単位	1:1	牛)
年度 区分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
実 件 数	69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	423	436	339	356	401
経営又は人事	22	20	32	17	16	18	21	35	51	56	50	55	51	169	178	117	123	140
解雇	15	13	26	13	9	15	15	17	24	31	21	21	14	60	62	31	42	39
配置転換、出向・転籍	4		2	1	1			1	2	1	4	4	9	14	21	6	9	19
復職									1	2	2		1	2	1	1	1	4
懲戒処分		5	1	1	2	1	1	4		3	3	3	2	7	11	4	2	5
退職	2	1	2	2	2	2	4	11	20	13	18	22	22	64	69	65	56	71
勤務延長、再雇用			1					1	1	1		1	1	2		1	1	
その他経営又は人事	1	1			2		1	1	3	5	2	4	2	20	14	9	12	2
賃 金 等	21	14	18	24	25	16	26	17	66	43	54	44	46	91	112	88	92	70
賃金未払	5	6	5	8	13	9	7	3	37	20	24	21	25	51	77	46	44	36
賃金増額	1	1								1	1	2	1	1	1			1
賃金減額	6	2	5	4	3		2	4	6	9	10	10	2	10	8	5	7	6
一時金		1		1			1		4	2			2	1	4	5	8	3
退職一時金	7	3	1	4	4	2	3	5	3	2	5	4	3	7	4	10	5	3
解雇手当	1	1		2		3	1	1	6	1	5		2	3	2	1	4	7
休業手当			1				2		1	2	1		2	5	2	3	5	3
諸手当			3	4	4	2	5	3	2	1	3	2	4	3	5	6	5	3
その他賃金	1		3	1	1		5	1	7	3	5	5	5	8	9	11	13	8
年金(企業年金、厚生年金等)										2				2		1	1	
労働条件等	11	4	16	8	15	19	11	13	29	40	39	36	47	173	190	149	149	182
労働契約	3	1	6	1	3	5	2	2	5	5	12	10	11	23	29	16	19	23
労働時間			2		1	4	1	1	4	8	8	5	5	21	26	24	20	20
休日・休暇			1		1		2	1	5				5	6	13	10	11	15
年次有給休暇	2	1			1	2	2	5	4	15	8	3	6	33	38	33	33	39
育児休業・介護休業	1								1				1	3	7	3	4	6
時間外労働			1	1		1			1	2	1	3	3	27	17	16	16	22
安全・衛生			1						1	1		1		3	2	4	5	3
福利厚生制度																	1	
社会保険	1	1	2	3	3	1	1	2	1		4	8	6	23	23	14	14	11
労働保険	3	1	2	1	2	4	1		3	5	5	2	5	26	26	20	11	25
その他の労働条件等	1		1	2	4	2	2	2	4	4	1	4	5	8	9	9	15	18
職場の人間関係	2	2	4	2	3	3	4	5	16	22	34	18	38	126	88	102	90	128
セクハラ				1			1		3	1	5		2	7	3	7	6	5
パワハラ・嫌がらせ	2	2	4	1	3	3	3	5	13	21	29	18	36	119	85	95	84	123
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98
計	69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	628	650	529	524	618

-		単位	7. : 件)
年度 区分	元	2	計
実 件 数	450	451	4, 511
経営又は人事	167	157	1, 495
解雇	39	45	552
配置転換、出向・転籍	20	23	141
復職	1	1	17
懲戒処分	5	7	67
退職	96	69	611
勤務延長、再雇用	1	2	13
その他経営又は人事	5	10	94
賃 金 等	102	86	1,055
賃金未払	41	22	500
賃金増額	1		11
賃金減額	13	13	125
一時金	10	6	48
退職一時金	4	5	84
解雇手当	7	6	53
休業手当	6	14	47
諸手当	6	8	69
その他賃金	14	12	112
年金(企業年金、厚生年金等)			6
労働条件等	253	185	1, 569
労働契約	29	30	235
労働時間	31	18	199
休日・休暇	12	9	91
年次有給休暇	64	35	324
育児休業・介護休業	4	4	34
時間外労働	39	17	167
安全・衛生	4	10	35
福利厚生制度	1	1	3
社会保険	17	12	147
労働保険	42	29	213
その他の労働条件等	10	20	121
職場の人間関係	142	164	993
セクハラ	9	10	60
パワハラ・嫌がらせ	133	154	933
その他	108	127	983
その他	108	127	983
.	772	719	6, 095
(注) 平成26年度から、	1 /	生の	相談でネ

(注) 平成26年度から、1 件の相談で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。

9 個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表

(平成13~令和2年度)

																(単	位:	件)
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
医分	7	7	0			11	1 🗆	10	20	O.F.	20	0.4	1 🗆	20	1.4	0	0	
	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	20	14	8	8	5
解雇・退職強要・雇止め	4	3	5	10	1	6	11	9	5	10	3	4	3	11	7	2	5	2
配置転換、出向・転籍	2							1	2			1	1	1	1	2		
復職									1	1			1					
懲戒処分		2	2		1	1		4	1	1	3	1			2	2		
退職							1	1	2		1	2	4	5		2		1
勤務延長、再雇用												1						
その他経営又は人事										1	1			2				
賃金未払					1				4	2	4	4	2	2	2		1	
賃金増額	1											1			1			
賃金減額			1				1	1				3		1	1	1		
一時金															1	1		
退職一時金		2		1		1			3			1						
解雇手当				1		1	1	1	1	3	1	1	1					
休業手当							1		1		1					1		
諸手当			1			1												
その他賃金														1				
年金(企業年金・厚生年金等)																		
労働契約																		
労働時間																		
休日・休暇																		
年次有給休暇								1	15	1					1			
育児休業・介護休業																		
時間外労働																		
安全・衛生																		
福利厚生制度																		
社会保険												1		1				
労働保険																		
その他の労働条件等					1										1			
セクハラ											1			1				
パワハラ・嫌がらせ					1				1			1	3	3	3	5	3	2
その他						1		1	2	6	5	3		2	2			2
計	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	30	22	16	9	7

年度	元	2	計
区分	ノレ	4	日日
実 件 数	5	2	269
解雇・退職強要・雇止め		1	102
配置転換、出向・転籍	1		12
復職			3
懲戒処分	1		21
退職			19
勤務延長、再雇用			1
その他経営又は人事	1		5
賃金未払	1		23
賃金増額			3
賃金減額	1		10
一時金			2
退職一時金			8
解雇手当			11
休業手当			4
諸手当	1		3
その他賃金			1
年金(企業年金・厚生年金等)			0
労働契約			0
労働時間			0
休日・休暇			0
年次有給休暇	1		19
育児休業・介護休業			0

時間外労働

社会保険

労働保険

セクハラ

その他

安全・衛生 福利厚生制度

その他の労働条件等

パワハラ・嫌がらせ

(単位:件)

0

0 0

2

0

2

2

27

25

305

3 2

1

11 3 (注) 平成26年度申請分から、1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に 計上している。

10 個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表 (平成13~令和2年度) _____(単位:件)

																					<u> </u>	<u> </u>	: 11
区/	— 分	_	_	年	F度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			不	開	始																		
			不	参	加	1		1	5	1	2	1	2	1	3	7	3	4	5	5	3	3	2
4k		√ +	打		切	3	4	6	3	1	4	3	6	10	6	3	6	3	3	6	3	1	1
終		結	取		下	2			2			1		3	1	1	4				1		
			解		決	1	2	2	2	4	4	4	18	23	14	11	8	9	14	2	2	3	2
				計		7	6	9	12	6	10	9	26	37	24	22	21	16	22	13	9	7	5
꽢	年	度〈	\ O.)繰	越	0	1	1	1	0	1	7	0	1	2	0	3	2	0	1	0	1	1

区分	_	_	年	三度	元	2	計
		不	開	始			0
		不	参	加	2		51
4/2	∜ +	打		切	4		76
終	結	取		下			15
		解		決		2	127
			計		6	2	269
翌年	度~	\ O)	繰	越	0	0	

11 令和2年度広報活動実績

11 令和 2年	E度広報活動第 「	夫楨 取組内容
		オーテピア高知図書館展示の本棚「5月病かなと思った ら」展 (5/12~5/31)
	新たな取組	インスタグラム広告発信(2/20~3/5)
	77/12 00/1/12	チラシ、ポスター及びステッカーのデザイン刷新及び配布 (2月~3月 配布先:県立施設、県関係機関等)
		ツイッター及びフェイスブックでの相談窓口、Q&A等の配信(広報広聴課)通年
労働委員会の認		求人誌掲載 (2誌 (ガイド高知、キャリアザウルス) 4 月)
知度向上		こうち労政情報掲載(県商工労働部雇用労働政策課発行・ 5月末、8月末、11月末、2月末発行) ※労務改善Q&A(使用者向け労務情報)を掲載
	従来からの取組	関係機関広報誌掲載(5月、7月、9月、1月)
		令和元年度個別労働紛争解決制度(労働相談・あっせん) 利用状況の公表(6/10) 高知新聞に掲載(7/31)
		テレビCM放映 (3局30本 2/20~3/6)
		タブロイド紙掲載(K+(2/25) ミリカ(3/11))
	パネル展	「職場のパワハラ・いじめから身を守ろう!」展 県庁正庁ホール前ロビー (10/5~14) 及びオーテピア高知図書館 1 階 (10/15~28) ※高知新聞 (10/6)、労働新聞 (10/26) に掲載。 高知放送のニュース取材 (10/5)
		求人誌掲載 (2誌 (ガイド高知、キャリアザウルス) 10 月)
		市町村広報紙掲載(8市3町)・高知新聞掲載(10/22)
個別労働紛争処 理制度周知月間		労委、関係機関等HP掲載(4機関)
	合同労働相談会 (10/30)	テレビCM放映 (3局30本 10/9~10/25)
		タブロイド紙掲載(ミリカ(10/8))
		デジタルサイネージ(帯屋町ビジョン)放映(168本/日× 2週間 10/12~25)
		チラシ・ポスター作成及び配布(7月~10月 配布先:県 関係機関、各事業者団体等)

12 AI - FAQシステムについて

高知県労働委員会からのお知らせ

AI-FAQシステムでくろしおくんが「労働相談」にお答えします!

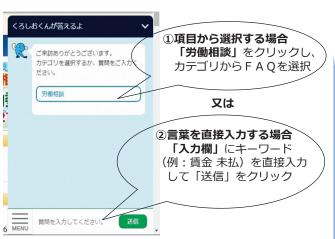


■ 高知県労働委員会に寄せられる労働相談のうち、よくある質問をAI-FAQシステムに掲載し、24時間 ご利用いただけるようになりました。ご利用方法は、次のとおりです。

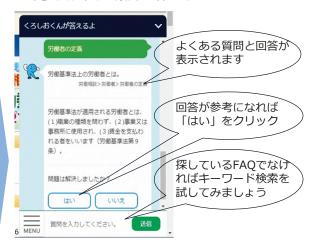
✓ 高知県労働委員会事務局ホームページの右下に表示される黄色のアイコン「質問に答えます!くろしおくん」を クリック



/ 「**くろしおくんが答えるよ」**が表示されます



✓ くろしおくんの案内に沿っていくと・・・



本県では、行政サービスの向上のため、よくある質問や定型的な質問に24時間自動応答するAI-FAQシステムの導入を積極的に進めています。

当委員会では、このシステムを利用して、既にホームページに掲載しているQ&Aを基に作成した、201問のよくある質問を令和3年2月25日から、当委員会事務局のホームページで、 県民向けに公開しており、令和2年度末までの利用者数は333件でした。

利用方法としては、出てくる項目の選択肢からたどり着くことができる方式と、質問の キーワードを入れると、そのキーワードに近い質問が表示され、回答にたどり着くことがで きる方式の2通り(詳細は上記参照)があります。

高知県労働委員会 CMテーマ曲

作詞 高知県労働委員会事務局 作曲 藤森 さな



高知県労働委員会イメージフラワー

- ・ブルースター (オキシペタラム)
- ・花言葉「信じ合う心」



令和2年度

高知県労働委員会活動記録

発行 高知県労働委員会事務局 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 高知県庁北庁舎 電話(088) 821-4645

印刷 西富謄写堂印刷 〒780-0850 高知市城山町36 電話 (088) 831-6820



公益委員

労働者委員

使用者委員

職場の悩みは

高知県 労働委員会